規　則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一一―八（職員の定年）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年三月二十六日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一一―八―五〇

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
別表（第四条関係）	**別表**（第四条関係）
職員 / 年齢	職員 / 年齢
（略） / 六十二年	（略） / 六十二年
知的財産戦略推進事務局長	知的財産戦略推進事務局長
科学技術・イノベーション推進事務局長	（新設）
（略）	（略）
（略） / （略）	（略） / （略）

附　則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

○国家公安委員会規則第二号

職員の服務の宣誓に関する政令（昭和四十一年政令第十四号）第一条第三項の規定に基づき、警察職員の服務の宣誓に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月二十六日　国家公安委員会委員長　小此木八郎

警察職員の服務の宣誓に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の服務の宣誓に関する規則（昭和二十九年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
新たに警察職員（非常勤職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員を除く。）となった者は、次の宣誓書を任免権者に提出しなければならない。 宣　誓　書 私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、命令を遵守し、警察職務に優先してその規律に従うべきことを要求する団体又は組織に加入せず、何ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従い、不偏不党且つ公平中正に警察職務の遂行に当ることを固く誓います。 年　月　日 氏　名	新たに警察職員（非常勤職員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）及び臨時的職員を除く。）となつた者は、次の宣誓書に署名して任免権者に提出しなければならない。 宣　誓　書 私は、日本国憲法及び法律を忠実に擁護し、命令を遵守し、警察職務に優先してその規律に従うべきことを要求する団体又は組織に加入せず、何ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従い、不偏不党且つ公平中正に警察職務の遂行に当ることを固く誓います。 年　月　日 氏　名

附　則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。